

## 第7期第3回川崎市障害者施策審議会 会議録

- 1 開催日時 令和7年8月8日（金）10時00分～12時08分
- 2 開催場所 川崎市役所本庁舎2階 201会議室
- 3 出席者 (委員) 石橋委員、伊東委員、稻葉委員、江川委員、大窪委員、小川委員、長加部委員、風戸委員、加藤委員、柴田委員、関山委員、隆島委員、長山委員、邊見委員、横山委員（50音順）  
(事務局) 別紙事務局名簿のとおり
- 4 議題 (1) 障害者計画の令和6年度の進捗状況について（報告事項）  
(2) 障害福祉計画・障害児福祉計画の令和6年度の進捗状況について（報告事項）  
(3) 障害のある方の生活ニーズ調査について（報告事項）  
(4) 第6次かわさきノーマライゼーションプラン策定委員会の設置及び委員の選任ならびに川崎市障害者差別解消支援地域協議会委員の選任について（審議事項）  
(5) 中途障害者等地域リハビリテーション推進事業について（報告事項）

### 5 その他

- 6 傍聴人の数 2人

### 7 発言要旨

隆島会長 それでは、これから議事の進行を務めさせていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

まず、会議の公開などについてです。川崎市では、川崎市議会等の会議に関する条例に基づいて、審議会等を原則として「公開」としております。傍聴人がいる場合は入室していただきますが、本日、傍聴人はいますでしょうか。

事務局 傍聴人、本日は、2名いらっしゃいます。これより入室していただきますので、よろしくお願ひいたします。

隆島会長 これから入室していただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

(傍聴人 入室)

隆島会長 よろしいでしょうか。

それでは、お手元の次第に沿って議事を進めてまいります。

#### （1）障害者計画の令和6年度の進捗状況について（報告事項）

隆島会長 それでは、まず、議事の1番目、「障害者計画の令和6年度の進捗状況について」、事

務局から説明をお願いします。

事務局

### 【資料説明】

隆島会長

ありがとうございました。何か、御質問、御意見はないでしょうか。  
まず、会場にいらっしゃる方のほうからおうかがいしたいと思います。  
石橋委員、どうぞ。

石橋委員

川崎市肢体不自由児者父母の会連合会の石橋です。  
その都度名称が出てきていたかと思いますが、改めて教えていただければと思います。  
N o. 25の「かわさき基準（K I S）認証を中心とした新たな製品・サービスの活用」の⑬、⑭「今後の具体的な取組内容」の3つ目「福祉製品を導入した事業所に対してヒアリングを行い」とあります。この「事業所」に個人は含まれないんでしょうか。個人の方はこの製品は買わないという前提で、ここに個人が含まれていないんでしょうか。

隆島会長

事務局、いかがでしょうか。

事務局

(注：対象として個人を)含んでいないかどうかということについては所管課にまた確認して御報告をさせていただきますが、おおむね老人福祉施設ですとか、障害者施設で導入することを想定していると聞いております。

石橋委員

使用するのはおそらく個人のほうが多いと思うので、使い勝手がどうかというような評価をもらうのであれば、個人も対象にしてもいいのではないかと思います。  
それから、N o. 29「地域療育センターの充実」のところで、子ども発達・相談センターと療育センターの違いは、端的に言ったらどう違うのか。

隆島会長

事務局、お願ひします。

事務局

まず、地域療育センターにつきましては、委員も御存じのように、従前から障害者手帳を取ることも含めて、それから、結果として手帳の取得に至らないような境界域のお子さんも含めて対応していたというのがこれまでの川崎市の実態でした。

令和3年度から、子ども発達・相談センターの整備を各区で開始し、令和6年10月に全区で整備が完了しております。

現状、役割分担としては、そういった親御さんの養育不安を含めて、知的境界域については、主に子ども発達・相談センターのほうで対応しており、身体・知的障害の判定が出ているお子さんについては、療育センターで役割分担をして、かつ、はざまに落ちないよう連携を取りながら支援を実施しているところでございます。

背景といたしましては、令和元年度の療育センターを利用したお子さんの状況を調べますと、御相談にいらっしゃった方のおおむね7割ぐらいのお子さんが、結果として療育手帳等の取得に至らなかったという実績が大きかったため、対応につきまして、療育センターが飽和状態になっている中で、お待たせするというのもよろしくないので、そういった役割分担の下、新たな相談センターを設置したというところでございます。以上です。

隆島会長 よろしいですか。

石橋委員 ありがとうございます。やっと頭の中で整理ができたような感じがします。

それから、災害のところは、これは第5次のところで、特に「避難」のところについては、大きくかじが切り替えられていますよね。避難所ということではなくて、肢体不自由児にしても、医療的ケアのある方にも、避難するというのは大変な大仕事で、(かつ)荷物があつてというようなことをいろいろと鑑みて、個人の自宅でも避難に耐えられたら、そこを避難場所とするといったように災害対策基本法も災害救助法も変わってきたという、こうした進行形の中で、制度とか法律が変わってきたときに、これはワーキンググループの方々はどのようなそれを取り入れながら、次の年度に向けて作業を進めようとしているのか。

「これは第5次のことであり、その過程の中に起きたことではない」として割り切るのか。その辺の考え方を教えていただきたい。

生活者にとってはギャップがありすぎ、これは2年先延ばしていい問題ではないと思います。

隆島会長 年度計画とか、その中で変わってくることへの対応ですね。  
事務局からお願いします。

事務局 健康福祉局危機管理担当の中島と申します。よろしくお願いします。

今、在宅避難というのが話に出てまいりましたが、災害救助法や災害対策基本法も改定されまして、今、在宅での福祉の取組というところが出てまいりましたので、本市としても、こちらの計画には入っておりませんけれども、その部分については検討してまいりたいと考えております。実際、本市の危機管理本部でも、避難所ではなく、在宅避難という話も出てきていますので、障害のある方(の対応)も含めて検討していきたいと考えています。

以上です。

石橋委員 先ほどの中で出てきた話は、先に送るのですか、それを取り入れながら作業するのですか。

隆島会長 今、検討しますという話だと思いますが、それは計画の年度内で検討しているものはどういう扱いになるんでしょうか。

事務局 実際にこの計画の中身を変えていくかということでしょうか。

石橋委員 もっと端的に言うと、これまでの項目の中にはないのが地域防災計画です。私たち当事者を持つ親としては、救助法などがこのように変わってくると、地域防災計画はまさにもつと身近なものにしてこなければならないと思います。

地域で暮らすとなってくると、そういうものへの制度とか、法律の改正を取り入れながら作業を進めていくのか。先ほど言ったように、今期は今期、その途中で出てきたことは次の期に検討する、という考え方なのか。

事務局 地域防災計画は割と目的、見通しに立っているものを載せるような傾向がありますので、その点はまた危機管理本部とも調整しながら、実際に地域防災計画に明記していくのかどうかというところは検討してまいります。

隆島会長 よろしいですか。

石橋委員 はい。

隆島会長 今の御意見は、結構大事なところで、障害者計画も何年かあって、それに沿って進行しているところの進捗の確認という範囲ですけども、それはさまざまな案件が出てくる。それが例えば令和6年度の実績とか課題のところで出てきて、では次どうするのかというところに反映したほうがよいのではないか、という御意見だと思います。御検討お願いします。

そのほか、何か御意見はありますでしょうか。

加藤委員、どうぞ。

加藤委員 川崎市手をむすぶ親の会育成会の加藤でございます。

ただいまの石橋委員からの御質問で災害のことがありましたが、個別支援計画については、私どもも含めて、ヒアリングができている方がかなり多くなってきており、市の御尽力だと思いますが、実際、ヒアリングを受けたその書類を作成して、それからどうなるのかということ。「聞いただけで書類が止まっている」ということではなく、それを、今後どう市のほうで生かしていくのか、どのように使用されていくのか、資料中に「要援護者避難支援制度との整合を図ります」と書いてありますが、具体的にまとまった書類は、今後どうなっていくのかということを知りたく、御質問させていただきます。

隆島会長 事務局、よろしくお願いします。

事務局 避難行動要支援者名簿や個別避難計画ですが、こちらは国の災害対策基本法で定められたものでございまして、災害時要援護者避難支援制度、こちらはもともと市が独自で行っているものでございます。若干分かりづらいところもございますが、避難行動要支援者名簿と個別支援計画、国の方で定めているものにつきましては、発災時の安否確認やその後避難行動の支援に使うことが法律で定められておりますので、そういうもののほうに活用できないかと考えております。

実際、安否確認においては地域の方の御協力が必要であり、制度としては、国の方で定めておりますが、都心部においては「地域での支え合い」というのがなかなか難しいところがございますので、その点は本市としても、例えば事業者の方に御協力いただくといったことをやっていきながら、仕組みがうまく回るよう、今後進めていかなければいけないと考えております。以上です。

隆島会長 よろしいですか、この件は。

加藤委員 はい。

隆島会長

そのほか、Z o o mで参加の方も、もし御意見があればお願ひいたします。  
風戸委員、どうぞ。

風戸委員

田島支援学校の風戸でございます。

今、石橋委員からもお話がありました避難計画の件に関して、39ページのところになりますが、私の考えたことをお伝えしたいと思います。

二つありますて、一つ目は、まず二次避難所というものの考え方について、従前からお伺いしておりますが、昨日も、東北のほうで豪雨があり、道路が冠水し、身動きが取れない状況になったというエピソードを拝見しました。

現状、川崎市の災害対策としては、基本的には一次避難所に避難をして、そこから必要のある要支援者は二次避難所に移るというプランだと伺っています。

ただ、私どもの子どものような、重度の肢体不自由児者の場合は、専用の車両や車椅子がない状況では避難先から動くこともできないため、できるだけ早い時期に適切な避難場所に避難するといった対応を取れたらと常々感じています。

そこで、可能であれば二次避難所の扱いを一律に二次というように扱って、対象者を限定した上で、できるだけ早く一次避難所と同じタイミングで開設していただくことはできないか、というのが私の提案でございますが、どのようにお考えか、お聞きします。

二つ目としましては、個別避難計画のお話が先ほども御質問で出ておりましたが、我が家でも個別避難計画を作成途中でございます。ただ、「作って終わり」ではなく、病状の進行ですか、状況によって、避難する方法などが刻々と変わっていく中で、完成させることだけが目標でいいのか、ということは実感しています。

「作って終わり」「全員が作り終わるまで、一巡するまで動けない」ということではなく、できたところから速やかに地域に落とし込んでいくといった方針を立てていただきたいと思っています。

正直、我が家は状況を隣の皆さんと御存じとは思えず、地域にまで要支援者の情報が落とし込まれているとは感じていないので、地域の避難訓練ですとか、区・市の訓練にぜひ当事者も巻き込んだ形で個別避難計画を活用して、実際にどのように動くのかということを実践してみていただきたいと思います。

以上です。

隆島会長

ありがとうございました。

2点ございましたが、どうぞ、事務局、お願ひします。

事務局

危機管理担当の中島です。

まず、二次避難所ですが、委員がおっしゃったとおり、今、川崎市では一次避難所に避難してから二次避難所という運用でございますが、これは施設が被災する可能性もあるため、そうした確認ができるから、準備ができるからということで、おおむね3日後ぐらいを想定して開設する形になっております。ただし、先ほど在宅避難というお話を出ましたが、例えば在宅避難をされていても、何か必要なものが足りなくなってきた場合、場所を変えなければいけないというようなこともあるのかもしれませんので、例えばその場合には、一回、一次避難所を経由して二次避難所ということではなく、二次避難所ということも検討していくかなくてはいけないと思いますので、先ほど申し上げましたとおり、すぐに

開設できるかどうかというところは、これから施設の方とも細かく調整していく必要があると思います。

移送の手段につきましては、こちらも確かに皆様に御安心いただけるような体制にはなっていないかと思いますので、そういったところも併せて検討していく必要があると考えております。

あと、個別避難計画につきましては、どうしても今は作るところというところで、その後に、どのように使うのかというところがなかなか見えづらいというところもあると思います。こちらも先ほど申し上げましたとおり、実際に作ったものというのは、安否確認とその後の避難の支援というところで使っているところですので、御協力いただける地域の方を増やしていくというところは、これから取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

隆島会長 風戸委員、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

風戸委員 ありがとうございます。

隆島会長 手が挙がっているのは邊見委員のほうが先ですので、邊見委員、どうぞよろしくお願ひします。

邊見委員 災害時の話が出ていましたが、私も非常に災害時の対応は重要だと思っています。先週、麻生区の一部で停電があった時、障害児も含めてどこへ避難したらいいのか、老人いこいの家などの施設を借りられないかと区内の保育園から問い合わせがありました。風水害の対応だけでなく、大規模停電や緊急の停電のときの対応というのを本当に考えられているのかというのが心配になりました。近々の事象としてそうしたことがあったので、そういったことも踏まえて、今後の災害時の体制強化を切に願うところでございます。

以上です。

隆島会長 ありがとうございました。

事務局からコメントはありますか。

中島課長 今、委員がおっしゃったとおり、確かに大規模停電というのはなかなか想定していなかったと思います。震災時の電気自動車の活用ですかというところは(取組を)進めておりますが、確かに大規模な停電が発生したときの対応については今、お話しいただきましたので、そこも参考に検討させていただきたいと思います。

以上です。

隆島会長 邊見委員、よろしいでしょうか。

邊見委員 分かりました。実際に起こった事象なので、早急に検討できればと思います。

隆島会長 それでは、長加部委員、どうぞ。

長加部委員 私は、資料No. 1の「総合的な相談窓口機能の充実」について、質問及び意見を述べさせていただきます。

改定の際の協議会でも意見を述べさせていただきましたが、先ほど事務局からの報告で、相談支援センターの在り方についての検討会の設置という内容がありました。これはいつ頃設置されるのか。また、第6次の計画に反映させるスケジュールで動くのかという質問です。

それから、意見になりますが、これまで区の地区担当制や基幹型による後方支援、さらに現場の皆さんとの日頃の努力については、本当に頭の下がる思いで感謝しております。

その上で、⑦「ニーズ・課題」に記載されているような、精神障害者の場合の人数の急増ですか、特に障害サービス利用以外の方、具体的に言いますと家庭内にひきこもる精神障害者が障害特性から見ても非常に増えております。そういう方にとっては、こういった機関を利用する以前でひきこもりの状態にあるというのは、皆さん御承知だと思います。そうしますと、実際には、様々な相談が家族の方にかかるといふのが現状です。

そういう意味でも、⑦「ニーズ・課題」で指摘されているように、相談者側の職員が現実ですと横ばい、場所によっては相談支援センターの職員が減っているというところも、この間私どもが行政にお聞きした際には出ております。また、基幹の職員も、現状、ないしは一部減ってきてる様子が見ております。その意味では、相談員の質・量の拡充が決定的だと思いますが、行政としては、これまでの延長でこの問題が解消できるとお考えなのか。それとの関係で、「検討会の設置」というのがどうリンクしているのかということをお聞きします。

私の意見は、これまでの延長では、今の急増する精神障害者ですか、それから、福祉サービスを利用されている方の対応は、特定事業所が決定的に少なくて、人を増やさないとどうしようもならないし、サービスを利用していない方の母数がどんどん増えていくとなると、そこへの訪問相談ですか、様々な相談が決定的になると思いますので、抜本的な拡充については、今年度、来年度と仕上げの時期ですので、どのようにお考えなのかということをお聞きしたいというのがもう1点です。

以上、よろしくお願いします。

隆島会長 ありがとうございました。支援センターの検討会についてだと思いませんが、お願いします。

事務局 地域包括ケア推進室の竹田でございます。

まず相談支援センターの在り方検討につきましては、既に設置をしており、基幹相談支援センター、また、地域型の相談支援センターの全ての法人から出るというのは難しいので、5つの法人に出ていただき、今の運営課題やどのようにセンターを効果的に運営していくのかということについて意見交換を始めているところです。

当然、長加部委員が御指摘のように、今のセンターの大変厳しい状況というのは我々も認識しておりますので、体制や相談センターそのものの業務をどう処理していくのかということについては、今、現状ベースでどのように維持するのかという以外のことも含めて考えるということを前提として話し合いを進めているところです。

できるところは来年度からと考えておりますが、次期プラン改定を見据えながら、結論は出してみたいというふうに思っております。

また支援センターは、本来であれば5年前の見直しのタイミングで、サービスを利用していない人については相談支援センターで対応し、サービスを利用している方については、指定特定相談支援事業所で対応していくこと、その役割分担を前提に、それぞれの体制充実を図っていくといった形で取組を進めておりますが、現状、支援センターも、指定特定も厳しいという状況になっておりますので、相談支援センターだけで何とかするということではなく、指定特定、または区役所も含めてきちんと体制強化を図っていく必要があると考えておりますので、そういうことも含めて、今後検討していきたいと考えているところでございます。

以上です。

隆島会長 よろしいでしょうか、長加部委員。

長加部委員 もう1点、よろしいですか。

隆島会長 どうぞ。

長加部委員 8ページNo.11「メンタルヘルス対策の推進」に関連して、メンタルヘルスの場合に、最近問題になっているのは、当事者が突然メンタルヘルスについて戸惑うということ。

まず、家族が非常に戸惑うのが現実だと思います。それは皆さんも御承知のとおり、家族は基本的にメンタルヘルスについての理解とか教育を受ける機会がないまま、大体、思春期～20歳前後に当事者が発症する場合が多いですので、非常に戸惑う結果が多いです。

その意味でも、家族へのメンタルヘルス教育というのが、非常に当事者への対応やリカバリーにとっても非常に重要であり、家族自身がまたリフレッシュできないと、ついつい当事者の幻聴や幻覚を含めた障害特性を理解できないなど、家族内でのごたごたが拡大しているというケースも多々起きるわけです。

その意味で、メンタルヘルス対策の中に、家族への一般教育をもっと位置づける必要があるのではないかというのが私の意見、提案です。

現状ですと、年に一回、区の単位で、精神疾患のメンタルヘルスの家族教室があるわけですけれども、せいぜい数名の家族の状態、現状の精神疾患の急増、メンタルヘルスの急増、多様化を見ますと、もっと市として、ホームページ等での家族への情報発信や、それから家族教育についての情報や訓練、そういうことが必要ではないかと考えますが、その点についての考え方をお聞きしたいということが1点と、それから、当事者にとっては、今、年齢が小学生～中学生に、メンタルヘルスが若年化しております。その意味で、これは国の課題でもあるんですけども、高校生への教育は始まりましたが、中学生の体の変調、気分の変調に関し、自分がちょっと変だと不安に思ったときに、「ここに相談すればいい」「このような対応が大事」という、基本的なメンタルヘルス教育を中学生段階から、健康授業の一環で、ぜひ川崎市でも実施していただきたいというふうに思います。

その点をどう考えているのかお聞きしたいというのが二つ目の大きな提案及び質問でございます。よろしくお願いします。

隆島会長 ありがとうございました。

2点ございます。まず、家族への教育ということと、中高生以下の子どもへの教育とい

うことですが、事務局、よろしいですか。

事務局

精神保健課の山寺です。御提案ありがとうございます。

長加部委員がおっしゃるとおり、家族の方への支援ということで、現状、各区年1回程度家族教室を実施しておりますが、おっしゃるとおり、精神障害者の方、精神疾患の方が増えているという中で、それで十分なのかどうかというのにはありますので、御意見をいただきながら、今後も対応を考えていきたいと思います。

あともう1点、中学生・高校生に対するメンタルヘルスの教育につきましては、教育委員会も含めて対応について考えているところでございます。出前講座も含めて実施しており、そういう教育は大変重要だと思いますので、こちらも御意見をいただきながら進めてまいりたいと考えております。以上です。

隆島会長

ありがとうございました。

よろしいでしょうか。

隆島会長

そうしたら、時間が相当経過してしまって申し訳ありません。どうしてもまだ御発言になりたいという方がおられましたらお受けしますが、また、時間が余ったらということと、また、書面での意見書もございますので、ちょっと申し訳ございませんが、次の議題に移させていただければと思います。

## (2) 障害福祉計画・障害児福祉計画の令和6年度の進捗状況について（報告事項）

隆島会長

それでは、議題の2番目に移ります。「障害福祉計画・障害児福祉計画の令和6年度の進捗状況について」。事務局からよろしくお願ひいたします。

事務局

【資料説明】

隆島会長

ありがとうございました。

ただいまの報告に対して、御質問、御意見はありますでしょうか。

まず、会場の委員の方から御意見をお願いいたします。

石橋委員

石橋です。11ページの移動支援事業の中の令和6年度および7年度にも出ておりますが、ここの通学と通所の割合というのは、大体、何対何ぐらいですか。

隆島会長

事務局、お願いします。

事務局

障害福祉課の泉と申します。

通学・通所支援の対数ですけれども、こちらに関して、見込みに比べて、普通の場合ですと、ほぼ毎日のように支援を行っておりますが、なかなか事業者の状況であったり、通学の状況であったりというところで、見込みの部分が下回っているというような状況にございます。

隆島会長

通学と通所の割合をお願いします。

事務局 失礼いたしました。通学と通所の割合については数字を持ち合わせていないので、担当者に確認をしまして、改めてお知らせさせていただければと思います。

石橋委員 通所というのは、生活介護事業所のことでしょうか。

事務局 そうですね。生活介護事業所も含めて、そういう事業所への通いというところがメインになっていまして、通学のほうは学校への通学を指しております。

石橋委員 一般就労は含めていないですね。

事務局 一般就労というところでは、この通所支援というところでは入っておりません。

石橋委員 入ってこないということですか。

事務局 入っておりません。

石橋委員 そういうことも確認したくて割合を聞きたかったのですが。先行して川崎市はやってい るのかと思いまして。

隆島会長 よろしいですか。

そのほか、ございますでしょうか。

Z o o mの方でも御意見がある方、挙手でも結構ですがよろしいでしょうか。  
では、特にないようでしたら、次の議題に進めさせていただきたいと思います。

### (3) 障害のある方の生活ニーズ調査について（報告事項）

隆島会長 次は、3番目ですね。「障害のある方の生活ニーズ調査について」です。  
事務局から御報告をお願いします。

事務局 【資料説明】

隆島会長 ありがとうございました。

何か、御質問、御意見はありますでしょうか。これから調査をされるということですけれども。

関山委員 関山と申します。

私は弱視です。視覚障害者のほうといいますと、これは紙ベースで送付ということなんですけれども、この点字とかというのは用意されておりますでしょうか。

隆島会長 事務局、いかがでしょうか。点字は用意されていますかという御質問ですが。

事務局 関山委員、ありがとうございます。

封筒は点字のものが用意されておりますが、アンケート自体は点字のものを用意しておりませんので、今御指摘いただいたところを含めて、相談させていただきたいと考えております。

関山委員

ぜひ点字も用意してほしいのと、それから、配達をするところの封筒のところで、やはり点字表記をして、これだけやっぱり特殊なものであるということを視覚障害者が確認できないと困りますので、そのようなところはお願ひをしたいと思っております。

それともう一つ、配布数ですが、身体障害者のところで、前回の配布数が3,700、それから、今回は大体3,000という数字が出ておりますが、減った理由は何かありますか。

隆島会長

事務局からお願ひします。

事務局

統計的に今回の調査を踏まえて必要な数というのが、おおよそ9,400程度と出ております。こうした中で前回の回収率や全体の量を踏まえて見込みを設定しておりますけれども、今後、また策定委員会の委員の方々の御意見も含めて、ただいまいただいた関山委員の御意見も含めて、数については今後詳細に検討してまいりたいと思います。

関山委員

メールなども含めてスマートフォンなども利用できるようになっております。その点も配慮いただき、実施をしていただければと思います。よろしくお願ひいたします。

隆島会長

そのほか、御意見はないでしょうか。

長加部委員、どうぞ。

長加部委員

調査対象の欄に家族というカテゴリーが入らないのかというのが、質問であり意見でもあります。

このニーズ調査の趣旨として、今回、地域の実情とニーズのほか、障害者の意向や障害者の利用に配慮した生活環境整備等の実態調査ということで、あくまで主体は障害当事者だとは思いますが、障害当事者主体で考えれば考えるほど、特に同居している家族がどういう状況にあるのか、それによる対応等で何を求めているのか、障害者のニーズをつかむという意味でも必要な項目であるというふうに私は認識していますので、実際にどういう判定で選ぶのかということもあるとは思いますが、ぜひ関係する家族についても調査対象の中に入れるのを検討していただきたい。検討課題に入れていただきたいというのが私の意見です。よろしくお願ひします。

隆島会長

事務局、いかがでしょうか。

事務局

御意見ありがとうございます。ニーズ調査につきましては、現状、国の指針等も踏まえて、まずは当事者の御意思を確認した上で、計画策定の参考にさせていただくということで実行しているところでございます。

現状、御指摘のあった御家族様の御意見については、ニーズ調査という形ではなく、毎年、策定年に関係団体の方々にヒアリングをさせていただいておりますので、そうした場

面で御意見を伺っている状況でございます。

また、今日、御意見もございましたが、国のニーズ調査に関する方向性も踏まえて、今後の在り方については適切に実施してまいりたいと存じます。

以上でございます。

隆島会長 よろしいでしょうか。

長加部委員 はい。ありがとうございます。

隆島会長 そのほか。  
どうぞ、石橋委員。

石橋委員 この調査の基本的な考え方なんですが、国のはうは、令和7年に基本方針を閣議決定して、それを受けたこのニーズ調査になるんですか。それとは関係ないニーズ調査なのでしょうか。国の指針と書いてあるから、これを受けたのか、どちらでしょうか。

隆島会長 いかがでしょう。

事務局 今おっしゃっているのは、障害福祉計画策定年に国から出ている指針のことをおっしゃっていますでしょうか。

石橋委員 障害福祉計画及び障害児福祉計画について、令和7年に指針を、基本的な支援の考え方を閣議決定する。それをもってのものなのか。

事務局 そうした意味ですと、実施時期的にもう作業を進めておりますので、前回に基づく形での実施になってしまふかと考えます。

石橋委員 これも先ほどの、一番最初の質問と同じで、走り出したらそのまま進んでしまうのか、今回は国の考え方方がといふのが出ているわけですから、本来、障害者総合支援法や障害者基本法のときもそうですけども、「積み上げ方式」というやり方でやる、というのが総合福祉部会の意見だったと思うんです。

それはそのように進めておきながら、これは財政的にもたないのでないのではないかということで、私なりに考えて、基本的な考え方は出てきたのであろうと思うので、その点を確認させていただきたい。

私も、長加部委員と同じように、時代が変わってきているので、家族というものをやはりこの調査項目の中に入れて、どのような背景があって今在宅で支援されているのか、そういうことも分かるように。「今までやってこなかったから」ではなくて、変わってきたので、考え方を入れて検討していただきたいなと思います。

調査対象の中に「特別支援学校・学級」とありますが、これは県立の学校も全部含むということでおよいのでしょうか。

隆島会長 事務局、いかがですか。

事務局 特別支援学校については、現状、対象者は市立の学校のみを想定しております。

石橋委員 県立(特別支援学校)に行っている方も川崎市民です。他都市のことを調査しなさいということではありません。対象にするべきではないでしょうか。

それから、前のほうの説明にもありました、高齢者施設のところに高齢障害者がもう入っているという事態になっています。このとき、事業所向け調査の中の施設系事業者というのは、そういう方々が利用されている施設も、事業者もそれに含めますか。

隆島会長 事務局、いかがでしょうか。

事務局 現状、障害者施設を対象にしておりませんので、今、石橋委員からお話をあったことも含めて、また来週、策定委員会の中で今日いただいた御意見もお伝えしながら、委員の方々の御意見も踏まえて、対象施設についても考えていただきたいと存じます。

隆島会長 今回の調査が次のノーマライゼーションプランの基盤になるということですが、変化しているものは取り入れていただきたいという御意見だと思います。よろしくお願いします。

そのほか、御意見がある方はいらっしゃいますか。

では、私のほうから。最近、地域移行が進んでいる中で、グループホームだけではなくて、ケア付住宅や、ケア付アパートといった形態が出てきておりますが、そうした場所にいらっしゃる方々というのは、調査は、今回は入らないということでよろしいですか。

事務局 御意見、ありがとうございます。

そうした場所にいらっしゃる方々については指定を受けていない建物だと思われますので、アプローチは今回想定しておりません。ただし、事業者が訪問介護等で入っているケースや、郵送で無作為抽出しますので、当事者の方については、そこにいる人を狙って抽出はいたしませんが、抽出の結果、そういったお住まいにいらっしゃる方がアンケートの対象になるということはございます。

隆島会長 分かりました。ありがとうございました。

そのほか、よろしいですか。それでは、次の議題に移ります。

#### (4) 第6次かわさきノーマライゼーションプラン策定委員会の設置及び委員の選任ならびに川崎市障害者差別解消支援地域協議会委員の選任について（審議事項）

隆島会長 それでは、次の議題です。「第6次かわさきノーマライゼーションプラン策定委員会の設置及び委員の選任ならびに川崎市障害者差別解消支援地域協議会委員の選任について」、事務局から御説明をお願いいたします。

事務局 【資料説明】

隆島会長 ありがとうございました。

資料7、資料8に御提案がございました。何か御意見はありますでしょうか。  
よろしいでしょうか。

では、次期はこのメンバーでお願いするということで御承認いただけますでしょうか。  
ありがとうございました。

#### (5) 中途障害者等地域リハビリテーション推進事業について（報告事項）

隆島会長 それでは、議題の5「中途障害者等地域リハビリテーション推進事業について」、事務局からよろしくお願ひいたします。

事務局 【資料説明】

隆島会長 ありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして、何か御質問、御意見はありますでしょうか。  
小川委員、どうぞ。

小川委員 中部就労援助センターの小川でございます。

これまでも脳疾患で中途障害になられた方の支援は実は就労援助センターでもたくさんいただきましたが、なかなか高い専門性を持つことができず、また、リワーク・復職が御本人の希望であったとしても、なかなか企業側の理解が難しかったりということで、医療とのつながり・連携が必要なところ、どうしても退院を機に途切れてしまう傾向があったかと思いますが、こういった専門性を持ったところでの生活を含むリワークや機能回復、就労支援につながる部分の動きが取れたことに関しては非常に心強いと思っております。

ただ、一方で、やはり働くとなると、恐らくまたそこから一緒に解決していかなくてはいけない課題がたくさんあるかと思いますので、今後とも、ぜひ連携させていただきたいと思います。

また、若年ではあっても、「これからどうするか」というように働き方や人生を考え直すようなタイミングになる方もたくさんいらっしゃると思いますので、そういった地域で生活していくことの安心感になれば、と期待したいと思います。

以上です。

隆島会長 ありがとうございました。

今のところ、私も気になったのですが、「2.かわさき地域リハビリテーションネットワークの構築」の図がありますが、就労援助センター等の施設は(資料中の)「就労支援分野」に入っているということでしょうか。

事務局 ありがとうございます。

ネットワークにつきましては、今回の資料では「就労支援分野」と記載しておりますが、就労援助センターのほか、ハローワーク等々も含まれると考えております。

隆島会長 ありがとうございました。

そのほかの御意見はありますか。

そうしたら、私から確認でよろしいでしょうか。これは精神の方々はこのシステムには乗らない、別のシステムがあるのでしょうか。脳損傷と書いてあるので。

- 事務局 ありがとうございます。  
精神という区切りをしているものではございませんし、大方、症状としては、高次脳機能障害という方になってくるかというふうに思いますので、そういった意味では、精神障害も含めているという解釈で差し支えないかと考えます。
- 隆島会長 分かりました。  
そのほか、何か御意見、もしくは確認することはありますでしょうか。
- 石橋委員 この資料を見て、やはりリハビリテーション講座・個別相談会の開催、この図を見ましても、若年層というか、40歳以下というふうになると、現役で脳血管障害になった方、それも早期治療であれば軽度で済む方が多いというふうに私は聞いていますが、やはり職場との関係というものがきちんとできなければ、そこが一番きちんとできれば復職、というような、そういった甘いものではないということでしょうか。そういうシステムを考えたということは、「そう甘くはない」ということでしょうか。
- 事務局 これまで高次脳機能障害を対象とした就労支援や社会参加への支援システムというのが、実際になかったわけではないんですが、なかなか表立って出ていなかったというところがあろうかというふうに思っております。また、いわゆる制度の「はざま」の部分につきましては、行政が調整をし、制度をつくっていかなければ、なかなか進まないというところがあろうかというところでございますので、そういった意味では、なかなか難しさは今後これからもあると推察しているところでございます。
- 以上です。
- 隆島会長 ゼひ、ここからスタートして、いろいろな企業と手を組んでいかなければいけないと思いますので、それはこのネットワークを成長させていくような活動にならなければいけないと思いました。  
そのほかに、何か御意見はありますでしょうか。  
では、特に無いようですので、これでこの議題を終えたいと思います。  
それでは、以上をもちまして本日予定していた議事は無事終了いたしました。  
事務局からその他、何かございますでしょうか。
- 事務局 本日の議題等に関しては、特にございません。
- 隆島会長 ありがとうございました。  
ほかに委員の方々、特に何か、ということはございませんでしょうか。もしないようでしたら、事務局に議事進行をお戻ししたいと思いますが、よろしいでしょうか。  
それでは、皆様、御協力ありがとうございました。  
では、事務局にお返しいたします。

## 第7期第3回川崎市障害者施策審議会(R7.8.8開催) 委員意見

No.	委員名	意見種別	資料	概要	内容	所管課	所管課回答
1	石橋委員	当日意見	資料4	No.25 「かわさき基準(KIS)認証を中心とした新たな製品・サービスの活用」について	福祉製品の導入に関する補助金は、なぜ個人は対象とならないのか。	経済労働局イノベーション推進部 (成長産業担当)	産業と福祉の融合で新たな活力と社会的価値を創造することを目指すウェルフェアイノベーションの推進を図ることを目的に、かわさき基準(KIS)認証福祉製品等を市内の事業所等に導入する際に、その経費に対して補助しています。 そのため、認証製品の周知・普及の効果が期待される、介護福祉サービスを提供する事業所、医療機関、商業施設、ホテル、スポーツ施設、その他福祉製品等の導入及び活用が可能な施設等を市内に有する法人又は団体を補助対象としています。
2	石橋委員	当日意見	資料4	No.123 「災害時における福祉支援体制の構築」について(障害がある方の在宅避難について)	肢体不自由児者や医療的ケア児・者にとっては「避難」は大変であり、災害対策基本法や災害救助法でも「個人の自宅でも避難に耐えうる場合は避難場所とする」という形に変わってきている中で、制度・法律の改正をどのように新たな計画に取り入れるのか。	総務部危機管理担当	現行の障害者計画には記載がありませんが、危機管理本部も含め、障害のある方の在宅避難についても引き続き検討してまいります。
3	加藤委員	当日意見	資料4	No.123 「災害時における福祉支援体制の構築」について(個別避難計画について)	No.123において「災害時要援護者避難支援制度との整合性を図ります」とあるが、作成した個別避難計画をどのように活用していくのか。	総務部危機管理担当	「避難行動要支援者名簿」については国の災害対策基本法で定められたものであり、「災害時要援護者避難支援制度」は市が独自で実施している制度です。「避難行動要支援者名簿」及び「個別避難計画」については、安否確認・避難行動支援に活用することが法律で定められていますので、それらの場面で活用します。 避難行動の際には地域住民の協力が必要となる一方、都心部では「地域での支え合い」が難しいところもあるため、事業者等の協力を仰ぐなどしてまいります。
4	風戸委員	当日意見	資料4	二次避難所について	現状、発災時は原則としてまずは一次避難所に避難し、ニーズに応じて二次避難所に避難するというプランだが、重度肢体不自由児・者等は専用の車両・車いすがない状態では移動が難しく、できるだけ早い時期に適切な避難所に避難ができることが望ましい。対象者を限定するなどの措置を取ったうえで、二次避難所を一時避難所と同じタイミングで開設してほしい。	総務部危機管理担当	二次避難所については、対象施設に倒壊等の恐れがないか確認がとれてからの受入開始となるため、おおむね発災後3日後の開設を想定しております。在宅避難時においても物資不足等により避難を行う必要が生じるケースも想定されますので、そのような場合には極力直接二次避難所に避難ができるよう、検討する必要があると考えております。 また、移送手段についても併せて検討が必要と考えております。
5	風戸委員	当日意見	資料4	個別避難計画について	個別避難計画を「作って終わり」ではなく、作成したところから速やかに地域に落とし込むようにしてほしい。避難訓練等を当事者を巻き込んだ形で実施し、個別避難計画を活用しどのように避難するかということを実践してほしい。	総務部危機管理担当	個別避難計画作成後の活用については、安否確認・避難行動支援に活用することが法律で定められているところでございますが、協力いただける地域の方を増やすことを進めてまいります。
6	邊見委員	当日意見	資料4	都市災害(大規模停電等)時の避難について	以前、停電があった際に市内の保育園から「どこに避難すればよいか」「避難先として老人いこいの家を借りられないか」といった問い合わせがあった。風水害時だけでなく、大規模停電の際の避難等のことについても考慮されているのか。これも踏まえ、災害時の体制強化についても検討してほしい。	総務部危機管理担当	大規模停電時の対応については頂いた御意見を参考とし、検討いたします。

7	長加部委員	当日意見	資料4	No.1 「総合的な相談窓口機能の充実」について	「障害者相談支援センターのあり方等について具体的な検討を行う検討会を設置します」とあるが、検討会はいつごろ設置されるのか。 精神障害者のニーズの急増に加え、障害福祉サービスを利用されている方以外(家庭内に引きこもっている精神障害者)など、実際には様々な相談が家族にかかっているというのが現状。相談者側の拡充が決定的と思われる。	地域包括ケア推進室 (障害者相談支援担当)	障害者相談支援センターのあり方検討については既に検討会を設置しており、運営課題やどのようにセンターを運営していくか、意見交換を始めています。 サービス未利用者については障害者相談支援センターで、利用者については指定特定相談支援事業所で対応する、という役割分担を前提として体制充実に向けた取組を行っておりますが、相談支援センター・指定特定事業所の体制に鑑み、相談支援センターのみで対応するのではなく、指定特定事業所・区役所も含めて体制強化を図る必要があると考えております。
8	長加部委員	当日意見	資料4	メンタルヘルス対策について	当事者家族がメンタルヘルスについて理解する機会を設けることは、当事者への対応・リカバリーにとっても重要であり、家族がリフレッシュできず、当事者の障害特性に応じた理解が進まないというケースもある。現状、年1回各区で家族教室などが開催されているが、メンタルヘルスの急増・多様化を踏まえると、より情報発信などを行っていく必要があると考える。 また、当事者の若年化という現状を踏まえ、中学生以下の子どもを対象としたメンタルヘルス教育を実施すべきと考える。	精神保健課(精神障害福祉担当)	御家族への支援としては、各区役所にて家族教室等を実施しているところをございますが、精神障害のある方が増えてきているといった現状を踏まえ、御意見をいただきながら今後も効果的な御家族への支援を進めてまいります。 また、中学生以下の児童に対する教育については教育委員会と連携した対応を実施しております。出前講座等も実施しており、子どもへのメンタルヘルス対策が重要と考えておりますので、引き続き御意見をいただきながら進めてまいります。
9	石橋委員	意見書	資料4	No.1 「総合的な相談窓口機能の充実」について	「⑧今後の取組」2つ目に「各区地域みまもり支援センターを中心に、障害者相談支援センターや地域リハビリテーションセンターと連携しつつ、虐待対応や成年後見制度の利用支援等の専門的な相談支援を行います」とあるが、「専門的の相談」とはどのようなものを指すか。また、担当する職員の専門的知識は。	地域包括ケア推進室 (障害者相談支援担当)	専門的な相談としては、養護者による障害者虐待への対応や成年後見制度の利用支援等が該当します。担当する区役所職員に対しては必要な研修を実施する等、専門的知識の習得や相談支援の質の向上に努めています。
10	加藤委員	意見書	資料4	No.2 「障害福祉サービスの利用支援」について	以前より人手不足によるセルフプランの多さが指摘されていたところだが、「補助金交付などの取り組みにより、(注:計画相談支援の)実施件数を向上させた」との記載があった。実際にどの程度の効果があったのか実績を伺いたい。	障害計画課(地域支援担当)	指定特定相談事業所への補助金交付などの取組を行うことによる効果としては、指定特定相談事業所が作成する計画相談支援実施件数が令和5年度の2,741件から令和6年度の2,912件へと171件増加する実績があったところでござります。
11	石橋委員	意見書	資料4	No.4 「地域自立支援協議会による取組の充実」について	⑬改善に向けた取組の方向性・⑭今後の具体的な取組内容3つ目について、各区自立支援協議会が相談支援事業所関係だけで構成されている現状で、地域課題の抽出から課題解決に向けて具体的に取り組むのは難しいと考える。そのための体制整備とは。	地域包括ケア推進室 (障害者相談支援担当)	各区自立支援協議会におきましては「川崎市地域自立支援協議会設置要綱」において定例会の構成員を『相談支援事業者・障害福祉サービス事業者・障害者等やその家族・地域住民及び関係機関その他開催趣旨に照らし、必要と認められた者で構成する。』としています。また、協議会において個別の課題を検討できるよう構成員における個人情報の取扱いについても今年度、要綱を改正したところでございます。こういった取組を踏まえて、引き続き体制整備を進めてまいります。
12	加藤委員	意見書	資料4	No.4 「地域自立支援協議会による取組の充実」について	以前より地域自立支援協議会の取り組みや実績が見えにくいと感じていた。「課題の抽出」から「課題解決に向けた実践」へ展開することなので、これから協議会に期待したい。	地域包括ケア推進室 (障害者相談支援担当)	令和7年度は課題検討→実践→実践の評価へと継続的なPDCAサイクルの確保ができるよう年間報告書・計画書の提出時期を見直す他、協議会担当者に向けた研修を実施する予定としています。引き続き、地域自立支援協議会による取組の充実を進めてまいります。
13	石橋委員	意見書	資料4	No.8 「高次脳機能障害への支援」について	⑯改善に向けた取組の方向性・⑰今後の具体的な取組内容2つ目「これまでの取組を踏まえ~」の「これまでの取組」とは何を指すのか。	精神保健課(精神障害福祉担当)	これまでも、各区役所地域みまもり支援センター、地域リハビリテーションセンター、高次脳機能障害地域活動支援センター等において、高次脳機能障害のある方の支援を行ってまいりました。また令和5年度からは、「高次脳機能障害支援会議」を開催し、市全体の高次脳機能障害支援体制の強化と、関係機関のネットワーク構築を進めております。このような取組を踏まえ、今後も高次脳機能障害のある方の支援の充実を図ってまいります。

14	石橋委員	意見書	資料4	No.11 「メンタルヘルス対策の推進」について	⑬改善に向けた取組の方向性・⑭今後の具体的な取組内容3つ目「心のサポーター」の現在の人数と今後何名養成するのですか。十分なのですか。	精神保健課(精神障害福祉担当)	心のサポーターの養成研修につきましては、4県市(神奈川県、横浜市、相模原市、川崎市)で協調して実施しており、令和3~6年度までの県内の養成者数は計2,200人(うち本市開催分は443人)となっております。加えて、令和6年度には本市独自開催として114名を養成しました。今後の養成者数につきましては、全国で2033年までに100万人の養成を目指すとされており、本市におきましても第4次川崎市自殺対策総合推進計画において、心のサポーター養成研修開催回数の目標値を2回/年(12回/6年)と設定し養成を進めております。今後も引き続き取組を進め、地域におけるメンタルヘルスの充実を図ってまいります。
15	石橋委員	意見書	資料4	No.14 「地域生活支援拠点機能の整備・検証」について	「検証」とは何を検証するのか。	障害計画課(計画推進担当)	地域生活支援拠点等の各機能の取組状況等を確認するとともに、外部委員や事業関係者の意見もいただきながら、現状と課題について検証し、また、今後の対応策に反映させていく予定です。
16	石橋委員	意見書	資料4	No.23 「移動・外出の支援」について	⑬改善に向けた取組の方向性・⑭今後の具体的な取組内容2つ目「関連情報の分析や関係企業等へのヒアリング」とあるが、「関係企業」とはどういったものを指すのか。	障害者社会参加・就労支援課(社会参加支援担当)	交通事業者等を想定しています。
17	石橋委員	意見書	資料4	No.25 「かわさき基準(KIS)認証を中心とした新たな製品・サービスの活用」について	ヒアリングの主たる目的は製品の使い勝手ではなく、補助金のあり方に対してなのか。	経済労働局イノベーション推進部(成長産業担当)	補助金を活用して導入した製品について、製品導入後の効果や感想を伺っています。 伺った感想等は、パンフレットへの掲載等により他の施設等で認証製品の導入を検討する際に参考にしていただくなど、KIS認証製品の更なる普及に活用しております。
18	石橋委員	意見書	資料4	No.28 「心神喪失者等医療観察法対象者への支援」について	⑬改善に向けた取組の方向性・⑭今後の具体的な取組内容1つ目「制度説明等の研修を予定しています」とあるが、受講対象は誰か。	精神保健課(精神障害福祉担当)	令和6年度は府内関係部署である各地域支援室、各区地域みまもり支援センター職員を対象に「心神喪失者等医療観察制度の基礎知識」について、保護観察所の職員を講師にお招きし研修を実施いたしました。今年度は、地域で対象者の支援を担うことが多い、障害者相談支援センター等の職員を対象に研修会を実施し、支援者の人材育成及び普及啓発を図って参ります。
19	石橋委員	当日意見	資料4	No.29 「子ども発達・相談センターの設置と展開」について	「子ども発達・相談センター」と「地域療育センター」の違いは。	障害計画課	保護者の方の療育不安を含め、境界期の児童については子ども発達・相談センターで、身体・知的障害の判定が出てる児童については地域療育センターで対応しており、どちらにも対象とならない児童が生まれないよう、双方が連携して支援を実施しております。 その背景としては、令和元年度に療育センターを利用した児童のおよそ7割が結果として手帳の取得に至らなかったという結果があり、待機解消の一環として新たに子ども発達・相談センターを整備したところでございます。
20	石橋委員	意見書	資料4	No.31 「障害児相談支援の充実」について	⑩令和6年度の取組実績3つ目「セルフプランに基づくサービス利用援助を行えるよう～」とあるが、障害児にセルフプランがあるのか。障害者のセルフプランとは違うように思われる。	障害計画課(障害児福祉担当)	「セルフプラン」については、国において、指定特定相談支援事業者(障害児通所支援の場合は指定障害児相談支援事業者)が作成するサービス等利用計画(障害児通所支援の場合は、障害児支援利用計画)に代わり、当該事業者以外が作成する計画を「セルフプラン」としております。そのため、児童発達支援等が含まれる障害児通所支援においても、指定障害児相談支援事業者以外が障害児支援利用計画を作成した場合には、「セルフプラン」と位置付けられることとなります。

21	石橋委員	意見書	資料4	No.33 「障害児入所施設による支援」について	⑪令和6年度から開始した新たな取組内容において「移行調整に向けた仕組みを整理しました」とあるが、「仕組み」とは何か。また、「移行先」とはどこを指すのか。	障害計画課(地域療育担当)	円滑な移行調整に向け、障害児入所施設、児童相談所、学校、区役所等の関係者による「移行調整カンファレンス」を、高等部1年生から3年生の間に時期を定めて実施する仕組みを整理し、令和6年度から試行的に実施しているところです。 「移行先」としては、日中活動の場については障害福祉サービス事業所等、住まいの場についてはグループホーム等を想定しております。
22	石橋委員	意見書	資料4	No.57 「特別養護老人ホームにおける高齢障害者の受け入れの促進」について	「高齢障害者」とは障害のある方が高齢になったケースを指すのか。高齢でかつ障害がある方を指すのか。	高齢者事業推進課	当項目における「高齢障害者」につきましては、障害者入所施設等の障害のある方が高齢になったケースを指しています。
23	石橋委員	意見書	資料4	No.71 「医療機関等における短期入所の提供」について	⑬改善に向けた取組の方向性・⑭今後の具体的な取組内容2つ目「福祉型短期入所事業所に訪問看護を派遣し～」とあるが、訪問看護事業所は同一法人内の事業所か。	障害者施設指導課 (施設調整・整備担当)	別法人の事業所を想定しております。なお、利用者支援に支障が生じないよう、福祉型短期入所事業所と訪問看護事業所が十分に調整を行い、派遣に係る調整を行っています。
24	石橋委員	意見書	資料4	No.92 「福祉的就労における工賃の向上」について	⑩令和6年度の取組実績4つ目「同財団(注:川崎市産業振興財団)による支援メニューの周知を開始しました」とあるが、「支援メニュー」とは何を指すのか。	障害者社会参加・就労支援課 (雇用就労推進担当)	川崎市産業振興財団が提供する中小企業へのワンストップ型経営相談窓口、ワンデイコンサルティング、専門家派遣等の支援です。
25	石橋委員	意見書	資料4	No.123 「災害時における福祉支援体制の構築」について	⑯改善に向けた取組の方向性⑰今後の具体的な取組内容4つ目に記載の「優先作成対象者」とは。	総務部危機管理担当	個別避難計画作成対象者のうち、単身世帯、日中のみ独居の方や、障害者や高齢者のみの世帯の方を優先作成することとしております。
26	石橋委員	意見書	資料4	No.123 「災害時における福祉支援体制の構築」について	災害対策基本法では市町村自治体に要支援者名簿の作成が義務付けられているが、川崎市の名簿作成の基準はこの基準と関係があるか。	総務部危機管理担当	災害対策基本法に基づく避難行動要支援者名簿につきましては、本市におきましても、本市地域防災計画に名簿対象者を位置付けており、避難行動要支援者名簿を作成しております。
27	石橋委員	当日意見	資料5	4 地域生活支援事業等 (4)移動支援事業について	移動支援のうち、通学・通所の支援の割合は。また、「通所支援」とは生活介護事業所への通所のことを指すのか。一般就労は含まれていないのか。	障害福祉課(給付担当)	「通所支援」とは生活介護事業所を含む事業所への通いを指しており、一般就労は含まれておりません。
28	石橋委員	意見書	資料5	4 地域生活支援事業等 (8)訪問入浴サービス事業について	事業の進捗状況・今後の対応等2つ目「自己負担額の減額を実施しました」とあるが、これは児童福祉法の改正で親の所得に応じての負担が見直されたことによるものか。	障害福祉課(障害福祉担当)	当該見直しについては、児童福祉法とは関係ないものでございまして、川崎市重度障害者入浴援助事業においては、地域生活支援事業であるため、市独自で基準を定めており、令和7年4月に所得区分が「市民税(均等割)課税世帯のうち、最多納税者の市民税額が46万円以上の場合」に該当する利用者の費用負担額を、全額自己負担(12,500円/回)から1,400円/回に見直したものになります。

29	稲葉委員	意見書	資料5	児童福祉法に基づくサービスについて	児童発達支援や放課後デイの利用見込みがR8に向かって大きく数字が増えていますが、これはどのような根拠によるものなのでしょうか。	障害福祉課(給付担当)	平成30年から令和4年度の増加数の平均をふまえて令和6年度～令和8年度の見込を算出しております。なお、令和6年度及び令和7年度の見込と増加割合を変えないため、大きく数字が増えているわけではございません。また、全国的にニーズも高まっているため妥当であると考えます。
30	稲葉委員	意見書	資料5	児童福祉法に基づくサービスについて	支援学校(支援級でも)では、多くの児童生徒がこのサービスを利用していますが、学校としては、とても課題が大きいと認識しています(大変困っているのが現状です)所管として、現状の課題把握のために、実態を視察するようなことはお考えにはならないでしょうか。学校は市教委事務局とも課題の共有は行っています。	障害者施設指導課 (事業者指導担当)	放課後等デイサービス事業所につきましては、基準を満たす場合は指定をすることになりますが、本市においては、指定申請手続の前に、事業所を開設する法人に対し、サービスの質の向上を目的として開設前説明会を実施しており、説明会には教育委員会を講師として招き、教育と福祉の連携について説明しております。 また、指定後は、基準に定めるサービス内容、人員及び設備の基準、給付に係る請求等について適切な運用に向けた助言指導を目的として、動画配信で行う集団指導及び実地で行う運営指導を実施しております。
31	石橋委員	当日意見	資料6	障害がある方の生活ニーズ調査について	調査対象者に県立特別支援学校の在校生・高齢者施設を加えるべきではないか。	障害計画課(計画推進担当)	現状追加は想定していませんが、策定委員会での意見も踏まえて決定してまいります。
32	石橋委員	当日意見	資料6	障害がある方の生活ニーズ調査について	国の指針が閣議決定されたのちにニーズ調査に反映させるべきではないか。	障害計画課(計画推進担当)	ニーズ調査につきましては、実施に向けて検討を進めており、基本的には現行の指針に基づく形での実施を考えております。
33	長加部委員	当日意見	資料6	障害がある方の生活ニーズ調査について	調査対象に「家族」を加えるべきではないか。あくまで障害者当事者の調査だと思うが、同居家族の状況などは障害者のニーズをつかむうえでも重要と考える。	障害計画課(計画推進担当)	計画策定年に実施する関係団体へのヒアリング等において把握に努めています。
34	関山委員	当日意見	資料6	障害がある方の生活ニーズ調査について	視覚障害者への調査について、封筒への点字表記やスマホ・メールの利用などを検討してほしい。	障害計画課(計画推進担当)	封筒に点字表記を行うほか、インターネット調査においては視覚障害者向け音声読み上げソフトに対応したページを作成する予定しております。
35	関山委員	当日意見	資料6	障害がある方の生活ニーズ調査について	身体障害者の調査対象者数が減っているのはなぜか。	障害計画課(計画推進担当)	調査数につきましては統計上の必要数のほか、前回の回収率などを踏まえ見込量を推定しております。
36	隆島委員	当日意見	資料6	障害がある方の生活ニーズ調査について	地域移行が進む中、グループホームだけでなく、シェアハウスなどで生活している当事者は対象ではないか。	障害計画課(計画推進担当)	調査種別には含まれておりませんが、無作為抽出を行う中でそういった建物に居住している方が調査対象となる可能性があると考えております。また、事業所は全数調査のため、利用するサービス事業所は調査対象となるものと考えています。

37	小川委員	当日意見	資料9	中途障害者等地域リハビリテーション推進事業について	<p>脳疾患がある中途障害者の方の支援は就労支援センターにも寄せられていたが、企業側の理解が難しいなど、医療等のつながりが必要なところ、退院を機に途切れてしまう傾向があった。そうしたなかでも専門性をもった機関での生活を含む就労支援につながる部分の動きが出たのは心強い。ただし、「働く」という部分については一緒に解決いかなければならない課題も多いかと思うので、今後も連携していきたい。</p> <p>また、若年ではあっても働き方などを考え直すタイミングになる方もいるため、地域で生活していくことへの安心感になっていくことを期待したい。</p>	総合リハビリテーション推進センター 企画・連携推進課	
38	隆島委員	当日意見	資料9	中途障害者等地域リハビリテーション推進事業について	「2.かわさき地域リハビリテーションネットワークの構築」において、図中に就労支援センターなどの就労に関する施設が記載されていないが、図中「就労支援分野」に含まれているのか。	総合リハビリテーション推進センター 企画・連携推進課	図中では就労支援センターのほか、ハローワークなども含め「就労支援分野」としてお示しております。
39	隆島委員	当日意見	資料9	中途障害者等地域リハビリテーション推進事業について	精神障害者は本事業の対象に含まれていないのか。	総合リハビリテーション推進センター 企画・連携推進課	高次脳機能障害が本事業の対象となっておりますので、精神障害のある方も含んでいるとの解釈でよいかと考えます。
40	稲葉委員	意見書	参考資料1	No.33 「障害児入所施設による支援」について	中央療育センターの障害児入所については市内で1か所のみの設置となっています。現状ではショートステイの利用希望があっても、2月の1回が可能な最大の利用と伺っています。また、入所については待機児が膨大となっており、県外の施設にて時保護委託などを行っている現状ですが、このことについての所管としての認識はいかがでしょうか。	障害計画課(地域療育担当)	短期入所及び障害児入所支援の利用希望者の増加につきましては、認識しておりますので、引き続き、慎重に対応してまいりたいと存じます。
41	稲葉委員	意見書	参考資料1	No.33 「障害児入所施設による支援」について	中央支援学校には入所者のうち、約20人が本校に在籍しています。高等部卒業時期になると居住の場も、日中活動の場も変わることとなり、知的障害の児には大きな負担となっています。何か対策は考えられないのかと思います。	障害計画課(地域療育担当)	本市におきましては、令和6年度から「川崎市障害児入所施設からの移行調整連絡会議」を設置し、移行調整における課題共有や対応方針の検討を開始したところです。今後も、円滑な移行調整に向けた関係者の連携及び調整の仕組み等について検討を進めてまいります。

## 第7期川崎市障害者施策審議会 委員名簿

(氏名順・敬称略)

No.	氏名		所属団体等
1	いしばし	よしあき	川崎市肢体不自由児者父母の会連合会 会長
	石橋	吉章	
2	いとう	ひでゆき	田園調布学園大学 人間科学部 教授
	伊東	秀幸	
3	いなば	たけし	川崎市立特別支援学校長会 会長 (川崎市立中央支援学校)
	稻葉	武	
4	えがわ	ぶんせい	社会福祉法人三篠会 障害児・者福祉医療施設 ソレイユ川崎 名誉施設長
	江川	文誠	
5	おくぼ	としお	社会福祉法人アピエ 地域生活支援センターオリオン
	大窪	俊雄	
6	おがわ	なえこ	社会福祉法人電機神奈川福祉センター 中部就労援助センター センター長
	小川	菜江子	
7	おかべ	けんいち	特定非営利活動法人 川崎市精神保健福祉家族会連合会あやめ会 理事長
	長加部	賢一	
8	おざわ	あつし	長野大学 社会福祉学部 教授
	小澤	温	
9	かざと	ひろこ	川崎市立田島支援学校PTA
	風戸	裕子	
10	かとう	あっこ	川崎市育成会手をむすぶ親の会 会長
	加藤	敦子	
11	こいづみ	かよ	一般社団法人川崎市自閉症協会 代表理事
	小泉	佳世	
12	しばた	みつのり	社会福祉法人青い鳥 川崎西部地域療育センター 所長
	柴田	光規	
13	すずき	どしひこ	淑徳大学 副学長/高等教育研究開発センター 教授
	鈴木	敏彦	
14	せきやま	すすむ	公益財団法人川崎市身体障害者協会 理事長
	関山	進	
15	たかしま	けんご	神奈川県立保健福祉大学 名誉教授
	隆島	研吾	
16	ながやま	ひろし	川崎公共職業安定所 所長
	長山	宏	
17	はしもと	なおこ	弁護士(神奈川県弁護士会・幸町法律事務所)
	橋本	尚子	
18	へんみ	ひろゆき	社会福祉法人川崎市社会福祉協議会 常務理事
	邊見	洋之	
19	みやざわ	おりえ	社会福祉法人ともかわさき 私たちの広場
	宮澤	織絵	
20	よこやま	ゆういち	川崎市障害福祉施設事業協会 施設長会 会長 (社会福祉法人セイワ 川崎授産学園 施設長)
	横山	裕一	

## 第7期川崎市障害者施策審議会事務局名簿

氏 名	所 属 等
谷 浩昭	障害保健福祉部長
平井 恭順	障害保健福祉部 障害計画課長
山口 晴生	障害保健福祉部 障害者施設指導課長
泉 基広	障害保健福祉部 障害福祉課長
山寺 啓一	障害保健福祉部 精神保健課長
池田 幸	障害保健福祉部 障害者社会参加・就労支援課長
小林 宏高	総合リハビリテーション推進センター 所長
柳原 成行	総合リハビリテーション推進センター 副所長
中山 浩	総合リハビリテーション推進センター 担当部長
廣岡 真生	総合リハビリテーション推進センター 総務・判定課長
塙田 和広	総合リハビリテーション推進センター 企画・連携推進課長
植木 美津枝	総合リハビリテーション推進センター こころの健康課長
柴崎 聰子	総合リハビリテーション推進センター こころの健康課担当課長
倉本 哲義	総合リハビリテーション推進センター 南部地域支援室長
佐藤 泰雅	総合リハビリテーション推進センター 中部地域支援室長
櫻井 直子	総合リハビリテーション推進センター 北部地域支援室長
竹田 幹雄	地域包括ケア推進室 専門支援担当課長
中島 洋幸	総務部 危機管理担当課長
石井 孝典	障害保健福祉部 障害計画課 計画推進担当 係長
竹内 聖人	障害保健福祉部 障害計画課 計画推進担当